

審 第 1 7 0 9 号
答 申 第 2 1 7 号
平成30年11月20日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年3月30日付け公委（○警）発第○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第194号

平成28年2月1日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定（平成28年1月6日付け○○警発第○号）に係る審査請求の裁について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年1月6日付け○警発第○号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、平成27年12月21日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成○○年○○月○○日午前○時ころから○時ころの間に暴行を受けたことで○○駅前交番の緊急電話から110番通報したときの○○警察署が保有する110番受理処理結果票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- （2）本件開示請求に対し、実施機関は、「110番受理処理結果票（平成○○年○○月○○日付け 受理番号○○）」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- （3）審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年2月1日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- （4）本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年3月30日付け公委（○警）発第○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- （1）審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

イ 審査請求の理由

（ア）平成○○年○○月○○日（土）午前○時○○分 ○警本署にて 被保護者観察表、別記、外傷の部位、形状を作画すること、飲酒検知管、計画組織的署員男が業務上過失傷害の加害者、私は ○○ ○○の ○○、○○・○○ ○○、口頭被害届を不受理 刑事男3名が私の宅まで送迎、前記の打撲傷等、激痛で就寝できない 加害者に対し110番通報、加害者及び刑事らが目撃し民事・刑事の証人である。

(イ) 110番受理処理結果票 署受理番号〇〇 受理番号〇〇 受理者がメモ1を記載者 指令者が〇警 処理者〇警 この者たちは自己情報訂正請求書の誤記の当事者及び刑事事件の証人に該当するため

(2) また、審査請求人は、意見書においておおむね以下のとおりの趣旨の主張をしている。

ア 〇〇警察署が公権力を悪用し、審査請求人の平穏生活を侵害しているとする点。

イ 〇〇警察署は2回に渡って告訴状を不受理とし、〇〇警察署刑事を不当擁護したが、千葉県警察本部刑事部捜査第一課は告訴状を受理したとする点。

4 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

(1) 本件文書の開示・不開示の判断について

本件文書には、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当する警部補以下の警察官の氏名の記載があったため、部分開示決定とした。

(2) 本件文書の性質及び記載内容について

ア 性質

実施機関において、警察通報用電話（以下「110番」という。）による通報は地域部通信指令課通信指令室（以下「通信指令室」という。）において受理しており、その通報内容や対応の経過及び結果を明らかにしておく必要から、通信指令業務の運営に関する要綱（平成22年本部訓令第9号）第13条第3号で、「110番により重要又は特異な事件若しくは要急事案以外の通報を受理したときには事案の内容を通信指令システムにより、所轄署長に連絡するとともに、その状況を110番受理処理結果票に記録すること。」と規定している。連絡を受けた所轄署（本件では〇〇警察署）では、送信された110番受理処理結果票に対応状況等を入力又は手書きで記載し、所属長に報告した後、定められた期間所轄署において保存している。

イ 記載内容

署受理番号、受理番号、受理者、件名、指令者、処理者、メモ1、メモ2及び所属記載欄等で構成されている。

(3) 決定の妥当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の氏名は、開示請求者以外の特定個人を識別できる情報に該当し、条例第17条第2号の不開示情報に該当することは明らかである。同号は、個人のプライバシーを最大限に保護するとし、同号前段では、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを定めている。

イ 一定の除外理由として、同号ただし書ハでは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」について開示

することを規定した上で、ただし書において「(警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。)」と定めている。

ウ 「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、警察職員規則では、第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。

エ 「受理者欄」、「指令者欄」及び「処理者欄」の氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるので、条例17条第2号及び警察職員規則に該当することから当該部分を不開示とした。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人の「民事・刑事裁判の証人として不開示部分を知る必要がある」との申し立てについては、本件決定に何らの影響を及ぼすものではなく、審査請求人の主張は認められない。

(5) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当と考えられる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の対象文書及び不開示情報について

ア 本件文書は、審査請求人が110番通報を行った際に、実施機関において当該通報の処理経過等を記録した110番受理処理結果票であり、本件決定において不開示とされた情報は、当該通報事案の処理等を担当した警察職員の氏名（以下「本件不開示情報」という。）である。

イ 本件不開示情報について、諮問実施機関は、条例第17条第2号に該当し不開示が妥当である旨を主張するので以下検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件不開示情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別できるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

イ そして、本件不開示情報における警察職員は、いずれも警察職員規則第1号に規定する「警部補以下の階級にある警察官」であるため、その氏名については条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、その他、同号ただし書イ、ロ若しくはニに該当する特段の事情も認められない。

ウ よって、本件不開示情報は、条例第17条第2号に該当し不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月31日	諮問書の受理
平成28年 5月19日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成28年 7月25日	意見書の受理
平成30年 7月25日	審議（平成30年度第4回第2部会）
平成30年 9月28日	審議（平成30年度第5回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者